別記様式第６号の２

和企下管　第 54 号
令和 7 年 10 月 21 日
(2025 年)

和歌山市　企業局
下水道部　下水道管理課長

質　問　回　答　書

令和７年１０月１７日付けで質問のあったことについて、次のとおり回答します。

年　　　度	令和7年度
工事（業務）番号	第25190024号
工事（業務）名	送水管幹線布設替設計業務委託
工事（業務）場所	和歌山市手平１丁目地内

質　問　事　項	回　答　事　項
特記仕様書に「1.5管理技術者及び照査技術者の経験」（２）「管理技術者又は照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））の資格または同等程度の資格を有していなければならない」と記載がございますが、RCCMは同等程度の資格として当てはまるのでしょうか。	本業務設計内容が、既設幹線の切替計画であること、中継ポンプ場からの排水を受けている管渠であること、地下埋設物や交通規制による現場制約など多くの検討課題があることから、管理技術者・照査技術者には設計を進めていく上で検討課題に的確に対処できる技術者を配置していただく必要があると考えています。 そのため、特記仕様書の1.5（１）に記載のある知識・経験がある技術者がRCCMである場合は、1.5（２）に記載のある同等程度の資格を有していると判断していただいても問題ありません。